

フィットテスト測定機器購入補助金の実施に係る周知について(協力要請)

栃木労働局労働基準部長より、[令和5年5月30日付け栃労基発0530第2号「フィットテスト測定機器購入補助金の実施に係る周知について\(協力要請\)」](#)をもって、令和4年5月31日に公布された厚生労働省令第91号において、令和6年4月から作業環境測定結果が第三管理区分の作業場を有する事業場に対する措置として、呼吸用保護具が適切に装着されているかを確認するためのフィットテストが義務付けられ、これを受けて、中小企業におけるフィットテスト実施体制を整備することを目的とするフィットテスト測定機器等購入補助事業が実施される旨の周知依頼がありました。

・事業者からの求めに応じてフィットテストを行おうとする労働衛生機関が定量的フィットテスト測定機器を購入するに当たり、経費の一部が補助される。

○ [定量的フィットテスト測定機器購入補助金のご案内\(リーフレット\)](#)

・自らフィットテストを行おうとする事業者が定性的フィットテスト測定キットを購入するに当たり、経費の一部が補助される。

○ [定性的フィットテスト測定キット購入補助金のご案内\(リーフレット\)](#)

以上ですが、本件に関し、[厚生労働省「令和5年度フィットテスト測定機器等購入補助金」](#)も参考にしてください。